

令和4年度 第3回

日野市国民健康保険運営協議会議事録

- 日 時 令和4年11月10日(木) 午後2時
- 場 所 市役所本庁舎6階 全員協議会室(Web会議)
- 出席者 被保険者を代表する委員
市 川 賢 次
佐 々 木 京 子
森 信 吾
遠 藤 徹
- 保険医又は薬剤師を代表する委員
天 野 尚 (Web)
西 村 正 智 (Web)
栗 太 隆
- 公益を代表する委員
岡 田 じゅん子
伊 藤 あゆみ
窪 田 智 子
奥 住 匡 人
- 被用者保険等を代表する委員
川 又 治
信 太 広 志

事務局

市民部長	青 木	奈 保 子
保険年金課長	秦	広 一
納税課長	西 垣	津 有 子
健康課長	平	敦 子
保険年金課給付係長	今 井	信 之 子
保険年金課保険税係長	照 沼	み ゆ き
(書記)	大 津	り さ 子
(書記)	楠	奈 奈
(書記)	村 田	悠 人

I 運営協議会

1. 会議録署名委員の指名

2. 議題

(1) 日野市国民健康保険税率等の改定について（答申）

3. その他報告事項について

配布資料

○次第

○答申書（案）

○令和4年10月14日付事務連絡

○国保税概算早見表（第2回 日野市国民健康保険運営協議会開催後の追加資料）

令和4年度 第3回日野市国民健康保険運営協議会議事録

事務局 皆様こんにちは。本日はお忙しい中、令和4年度第3回日野市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして大変ありがとうございます。私、保険年金課長の秦と申します。よろしくお願いいたします。

初めに前回の会議で次回を開催を10月27日とご案内させていただきましたが、急遽変更させていただきました。本日の開催ということで、委員の皆様にはご迷惑をおかけし大変申し訳ございませんでした。本日もWeb会議での開催となります。天野委員、西村委員がWeb会議でのご出席となります。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに事務局よりご連絡させていただきます。本日、7月1日付けにてご就任いただいております、全国健康保険協会業務第2部長であります、川又 治委員が本日初めての顔合わせとなっております。ご挨拶を賜りたいと思います。

川又委員 皆様初めまして、協会けんぽ東京支部業務第2部長の川又でございます。

簡単にプロフィールといえますか、出身は栃木の宇都宮市で現在通勤をしております。今までも協会けんぽなんですけど、私共は全国転勤となりますので、栃木、宮城、山梨、千葉、今年の7月に東京に参りました。それぞれの地区で運協の委員もさせていただいておりますので、そういったこともご参考に何かお力添えできればと思っておりますので、皆さんよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて本日もWeb会議での開催となりますので、発言等の注意点をお伝えいたします。発言に当たりましては挙手をしていただきます。議長が画面上で挙手の状況を確認しますので、挙手をしていることがわかるようにお願いいたします。議長からの指名を受けた方は、音声をオンにし、発言していただきます。発言終了後は音声をオフにするようお願いいたします。

最後に会議の正確性を期すために、会議の内容については録音させていただき、後日ホームページ等で情報公開いたしますのでご承知おきください。連絡は以上となります。

それではここからは奥住議長に進行していただきます。よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。どうぞよろしくお願いいたします。

それではただいまより、令和4年度第3回日野市国民健康保険運営協議会を開始させていただきます。皆様のご協力により議事を円滑に進めてまいりたいと

思いますので、よろしくお願いいいたします。

皆様にお諮りいたします。本日運営協議会の傍聴を希望されている方がいらっしゃいますので許可したいと思いますですが宜しいでしょうか。

委員 異議なし

議長 ありがとうございます。それでは傍聴者の方はお入りいただきたいと思います。ただいまの出席者は13名で、委員定数14名の1/2以上の出席となっており、定足数を満たしております。これより運営協議会規則第12条の規定により、議長において会議録に署名する委員を指名させていただきます。本日は天野委員と西村委員をお願いをさせていただきますと思います。

それでは次第に沿って進めさせていただきます。本日は答申になります。

答申（1）日野市国民健康保険税率等の改定について、でございます。審議に当たり、事務局より前回のおさらいなどがあれば説明を求めます。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 それでは前回第2回の協議会でご説明いたしました内容について、主だったことのみ説明をさせていただきます。前回の資料等がありますでしょうか。説明資料になります。恐れ入りますが、着座にて説明をさせていただきます。

初めに税率改定についての諮問書をお示しし、今回の税率改定の理由、また具体的な改定案などについて説明をさせていただきました。こちらは1枚のA4サイズのものでございます。

続いてホチキス止の説明資料になります。1ページ目、「令和4年10月現在の国保に関連する状況について」では、国保に関する国・東京都の状況をご説明いたしました。主には平成30年度に国保制度が改正され、一般会計からの法定外繰入金の早期解消が求められ、標準保険税率を目指し、財政健全化計画を策定することとなりました。令和元年度からは法定外繰入等の解消を加味した保険者努力支援制度の加減算することとなり、令和3年度はインセンティブ補助金が減額となりマイナス評価を受けることとなっております。また同じ令和3年度より東京都が策定する東京都国民健康保険運営方針に、法定外繰入の解消、保険税水準の統一について盛り込まれ、都と市町村間で進むべき方向性が示されております。令和4年度は、都のワーキングチームが立ち上げられ、保険料水準の統一に向け具体的な協議が始まっております。段階的に実施していく予定とな

っています。まずは納付金の算定において医療費の水準等を反映せず、所得水準と被保険者数のみを用いて計算することとなっております。

続いて税率改定を行う主な理由でございます。2ページ目にまたがりましてご説明をいたしました。主には平成30年度当初の財政健全化計画では隔年ごとに改定を予定していたが、コロナ禍により令和3年度の改定を見送ったことにより、令和4年度の改定に引き続き令和5年度も改定することで当初計画に軌道修正をしたい、また令和4年度の納付金が想定以上に増額されたことにより、解消年度が先送りとなってしまっている状況から、待ったなしの状況である。改定を見送ることによりさらに解消年度が先送りになることとなります。さらには日野市の保険税率は東京都が示す保険税率よりもまだまだ低くあり、東京都内でも低い位置にあるため、将来的な保険税率水準の統一となった場合に備え、緩やかな上げ幅で都内平均まで押し上げていく必要がございます。

その下「他市の改定状況」につきましては、前回10月6日の会議後、委員の皆様には追加資料で具体的な市名をお示しさせていただいております。

さらにその下「値上げ幅について」です。こちらは急激な負担とならないような、緩やかな改定の上げ幅としていきたいと考えております。

次に3ページになります。都内49区市、令和4年度保険税率については、日野市の現行税率はまだ低い位置にあります。東京都の平均ぐらまで押し上げていきたいと考えております。

続いて4ページです。上段「3-1」では、令和4年度の東京都が示した標準保険税率と現行保険税率の乖離を一覧にしております。

5ページになります。「4. 日野市の人口と被保険者数」では、6ページの参考資料と合わせてこれまでの市の人口・被保険者数の実績と、今後の人口推計について主にご説明させていただいております。

続いて7ページ「5. 財政健全化計画」については、東京都が示す標準保険税率に対して現行税率を折れ線グラフで示しており、段階的に保険税率を引き上げていく予定であり、現時点で示されている標準保険税率には令和15年度に到達する計画で設定をしております。

8ページ、「6. 国民健康保険税の軽減・減免」では、国が定める7割・5割・2割軽減や、各種国保減免制度についての説明をさせていただきました。

駆け足にはなりますが、説明資料については以上でございます。

次に前回10月6日の会議の場で、A委員からご質問でお答えできなかった多摩26市の中で令和5年度の税率改定を検討している市名についてということと、B委員様から税率改定した場合の保険税率の早見表の資料の要望がございました。そちらにつきましては10月14日付で各委員へ送付をさせていただいております。

最後に10月6日の諮問会議後、答申の本日まで市民の方からもご意見をいただいております。これまでのコロナ禍により社会生活が戻っていない状況や物価高騰などの社会情勢での2年連続となる税率改定は見送るべき、市民に負担を強いるのではなく国に求めていくべきである、などのご意見も頂戴しております。市の考えといたしましては、コロナ禍に伴う社会情勢については、個人市民税の所得の落ち込みなど、限定的な状況から、大きな影響はないと判断しております。物価高騰の折、税率改定という認識はございます。市としてもPay Payキャンペーンなどの対策を講じているものの、1市単位で対応できるものではなく、国による経済回復政策も必要と考えております。また2年連続の税率改定となってしまっておりますが、令和3年度の税率改定をコロナ禍により見送ったことにより、計画と乖離ができてしまい、ここで軌道修正が必要であるということ、また仮に今回の税率改定を見送った場合は、将来の負担増を先延ばしすることになる、ということがございます。さらには国への財政負担のさらなる強化につきましても、引き続き市長会等から要望をしているところでございます。計画に沿ったこのままの歩みを止めることなく、まずは東京都内の真ん中までの現行税率を押し上げることを目標に、将来に向けた保険税率水準の統一となった場合の負担を軽減することが必要であると考えております。この度諮問させていただいた税率改定の判断には変わりはありません。本日答申に当たりましてご検討いただきたいと考えておりますので、どうぞ皆様よろしくおねがいいたします。説明は以上になります。

議長 事務局の説明が終わりました。
本日はご質問を先に、その後ご意見をお聞きしたいと思いますのでご協力お願いいたします。
それではご質問がございましたら発言をお願いいたします。C委員。

C委員 前回の運営協議会でも質問をさせていただいたので、ある程度今回の内容について理解をしているところでございますが、確認のためいくつか質問させていただきます。
先ほどもお話がありましたが、波はあるもののコロナはだいぶ落ち着いてきたところですが、物価高騰が進む中で値上げはどのようにお考えでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 先ほどもご説明をさせていただきましたが、市といたしましてもこの物価高騰の中での市民生活が厳しい状況であるということは十分認識しております。ただ現状の日野市の税率はまだまだ低い状況にあります。日野市に示された標準保険税率でも、将来的に東京都内の標準保険税率が統一となった場合は大きな負担が市民の方にのしかかることになってしまいます。昨年も物価高騰の心配される中での税率改定とはなりましたが、日野市の現行税率は都内でも低い位置にあるため、緩やかな上げ幅で改定を進めさせていただきたいという風に認識しております。以上でございます。

C委員 ありがとうございます。国保値上げの話になりますと、正直滞りなく納税されている方に私は一番申し訳ないなと思うところであります。それぞれにご家庭の事情があるかとは思いますが、滞納されている方にはどのような方法で納めていただけるよう対応しているかお聞かせください。

事務局 納税課長

議長 納税課長

事務局 滞納されている方への対応ということでございます。国民健康保険の納期というのは、第1期の7月から第9期の3月末まで、各月設定をさせていただいております。その各月の納付期限までに納付が確認できなかった場合、まず翌月20日を目途に督促状を送付いたします。その後それに対して反応がないという方については、自動電話催告で文書を送った旨の通知をいたします。それでも特に反応がないという場合には、催告書というものをお送りしているところです。この間にもし納税相談がありましたら、分割納付などの相談をしております。こういった形で自主納付を促しているわけですが、それでも納税相談などの連絡がないですとかお支払いがないという方に対しましては、財産調査を行った上で差押などの対処を行うという形で対応しているところです。以上です。

C委員 わかりました。公平性をきたすためにも、納税可能な方には引き続きお支払いいただけるようご尽力いただければと思います。
また前回値上げを見送ることで、一般会計から約2億円の繰入が必要であるとお話がありましたが、そうなると国民健康保険に加入していない市民にも負担させているという認識で間違いないでしょうか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 その通りでございます。まずは市民の方への負担ということになりますが、本来ここで税率改定をしなければ2億円ほど一般財源から繰入れることとなります。そうなりますと、一般財源で本来やらなければいけない子どもへの支援、教育、道路整備等が滞ってしまう、もしくは中止になってしまうというケースも中にはあると思います。そういった意味での負担というのは、市民にも影響していくという風に認識しております。

また、これは改定をしなければということですが、今現在社会保険に加入されている方も市内にはいらっしゃいます。市内の方で全市民の20%弱ぐらいが国保の加入者です。その残りの方が何らかの後期高齢制度や、会社の保険などの加入者と認識しております。そういう方たちの通常納められている市民税等の負担が、その分国保会計に繰入れられているということになりますので、一般的には2重払いじゃないかというご意見もいただいております。それに関しても負担ということが言えるのかなと思っております。以上でございます。

C委員 国保の運用に関しては、国保の中で完結するべき、そのように理解いたしました。最後の質問です。国民健康保険の値上げや減免、軽減措置のお知らせの仕方などをどのように行っているかお聞かせください。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 現在主に発信の場といたしましては、公報、ホームページが主になっております。値上げとか軽減、減免、その他のお願い等国保に関することであれば、納税通知書を発送する時に同封物としてご案内をさせていただいている状況です。また、登録されている方に限定はされますが、今後はLINEでの発信なども、検討していかなければいけないと考えております。

C委員 ありがとうございます。

議 長 A委員

A委員 物価高騰で暮らしが厳しくなる中で値上げを行うことについて、市民の皆さんの暮らしが厳しい、苦しいという認識はお持ちだということは、先ほどの答弁で

伺いました。そのような認識に至るには何を根拠としているかを伺いたいです。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 まず何を根拠に、というようなお話でございました。平成30年度に国民健康保険の制度改正がございました。国の考え方である「日本全国どこに住んでいても同じ所得で同じ医療費がかかっている場合は税の負担も同じであることが望ましい」というようなフレーズです。その観点によって、日野市としても標準保険税率へ近づくための努力は行って行くべきだという、一基礎自治体として取り組んでいくべきというようなことが根底にございます。以上です。

A委員 すみません、私の伺い方が不十分だったと思います。
教えていただきかったことは、市民の皆さんの生活が苦しいと認識するに至った根拠です。前回の諮問の際に、できれば担当課の皆さんで国保加入者の皆さんの生活実態をぜひ調査していただきたい、とお願いをしたんですが、そうした調査を行った上で生活が苦しいと認識をされたのかどうかを教えていただけないでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 申し訳ございません、答弁が少し足りませんでした。
諮問でも答弁させていただきましたが、改めて国民健康保険の担当課として市民調査は考えておりません。ただ先ほど私が申し上げた社会情勢の中、物価高騰っているのは、報道もされていることであって、実際自分で買い物に行くと、高くなっているなど実感している、その観点からの話です。以上でございます。

A委員 報道の話が出てきました。10月29日付の朝日新聞デジタルの記事では、第一生命経済研究所の熊野英生先生は「2022年度の生鮮食品を除く消費者物価指数の前年度からの上昇率が2.9%だった場合、政府の支援策など他の条件を加味しても、2人以上の世帯の家計の負担は前年度から約12万1,000円増えると試算をしている」と。またそれはどれぐらいの影響なのかというと、消費税を3%上げたのと同じぐらいの影響があると、朝日新聞に掲載されています。

そこへさらに国保税値上げとなると、例えば4人世帯で世帯主40台、妻30台、小学生と未就学児のお子さん1人ずつのご家庭、給与収入500万円で試算した場合はプラス2万9,000円となります。生活の苦しさがより一層苛烈になっていることを、このような数字からも予想できると思います。

そのうえで、すでに認識されている方も多いと思いますが、大事なことなので改めて共有させていただきたいことがございます。これは東京都市長会構成部局が、毎年東京都予算編成に関する要望事項の重点要望の中に、国民健康保険制度における国の公費負担割合拡大というものを据えているということで、令和4年度も同様に据えられています。これを少し紹介したいと思います。

【国保にあっては中高年齢の被保険者が多いことなどから、医療費も増加を招く一方、年金生活者、非正規労働者、失業者などの低所得者の加入が多いことから、保険料収入が得にくく、一般会計からの多額の繰入金等に頼らざるを得ないなど、厳しい運営を余儀なくされている。については、次の措置を講じること】

この前提の下で【(1)適切な負担割合への引き上げ及び、財政支援の確実な実施】という項目があります。この中で【国に対して、現行の国庫負担の割合を引き上げること。国保制度の安定に不可欠な財政支援の確実な実行をすること。それとともにさらなる低所得者対策の実施や保険者努力支援制度における減点項目を廃止するよう働きかけること。また今般の新型コロナウイルス感染症も含め、今後新たな疾病により保険者の負担が増加しないよう、すべての被保険者を国の責任において講じるよう働きかけること】このように書かれています。

さらに子育て世代の負担軽減策の実施というところも掲げられていて、次のページには国に対してだけでなく、東京都に対しても財政支援を求めるような内容になっています。本来、国や都が負担すべき責任を果たしていないから、今こうして国保の構造上一番弱い立場に置かれている被保険者の負担増によって解決が図られようとしています。そのことをまず前提として、市民の皆様にも共有をしていただきたいと思います。一般会計の繰入が2重取りだと批判される方いらっしゃるけども、そういうやり方で市民の皆さんを分断しているのは行政なんだ、ということをぜひ認識していただきたいと思います。

そういうわけで、ぜひ市は独自に調査を行った上で、しっかりと市民の皆さんの生活実態把握をしていただきたいと思います。前回、説明会は行わないと言われましたけども、最低限説明会はやっていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 ご意見ありがとうございました。前回平成30年度の際には、財政健全化計画、国保の制度改革がございましたので、そちらの説明会をさせていただいた経緯がございます。ただ税率改定等でその都度市民の方への説明というのは現在考えておりません。以上でございます。

A委員 以上で終わります。

議長 B委員

B委員 まず質問をさせていただきたいと思います。資料請求をさせていただきました追加資料の早見表ですね。皆さんのお手元にも来ていると思うんですが、カラー印刷の早見表について、少しわかりやすくご説明をいただければと思います。

事務局 保険年金課長

議長 保険年金課長

事務局 追加資料として皆様にお配りさせていただきました早見表ですが、非常に字が小さくて大変申し訳ありません。
こちらにつきましては、4例ほど上げさせていただいております。いずれも金額は令和4年度の現行保険税率から、今諮問させていただいている令和5年度の税率に上がった場合の差分を表示しております。
一番上から、被保険者1人だけに年金収入がある世帯としております。①として65歳以上の方、これは医療分と後期高齢者支援分の該当となっております。緑色部分の上段が年金収入、下段が総所得として記載しております。収入と所得というのが混在しがちなんですが、収入は収入全額、所得は収入から諸経費を引いた額、給与であれば一定の法則によって算定されたのが所得の額です。年金収入も計算式がございますので、年金収入から所得に換算する計算を用いた中で、例えば真ん中のオレンジ部分でございます。オレンジの方に関しては7割軽減をされている方と見ていただければと思います。年金収入が160万円の方、所得に換算すると50万円になります。令和4年度の税率から、その隣の令和5年度の諮問、その差分が1人世帯であれば1,100円、夫婦2人であれば1,900円、これは軽減をされた後の年額の数字になっております。それを月割りというような形で見いただければと思います。その右側の黄色い部分は5割軽減の方、さらにその右薄い水色の部分は2割軽減の方として、4つの事例をこの表にまとめております。以上でございます。

B委員 ありがとうございます。今ご説明いただいたオレンジ色の7割軽減を受けていらっしゃる65歳以上の1人暮らしで収入が160万、所得が50万の方は、お一人だと年額1,100円、1カ月100円足らずの値上げということですね。黄色い部分は5割軽減、ブルーが2割軽減の方ということでわかりました。特に一番下「④40歳未満のシングルマザーの場合」、ここを説明していただいてもよろしいですか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 給与収入があるシングルマザーの世帯の年額ということで表記させていただいております。こちら40歳未満の方で給与収入の方が黄色の終わりのところで行くと、子どもがお二人の場合で給与収入が180万円の場合は、未就学児が1人いた場合という想定ですが、所得に関しては118万、令和4年度の現行税が10万4,500円、令和5年度の額が11万1,000円で年額6,500円の保険税額が上がるということでございます。こちらは5割軽減の対象となる方が6,500円ということで見えていただければと思います。以上です。

B委員 ありがとうございます。シングルマザーで子ども2人、給与収入が180万、総所得が118万の方が6,500円の引き上げということで、月に換算すると約541円ということですね。そしてまた働き盛りの「③40歳から64歳」のところ、軽減がある方で子どもの人数によっても違うけれども、大体1カ月にして約1,000円の引き上げになるという認識ですね。今回引き上げにあたって、担当者にお問い合わせをする場合、その方の引き上げがどのぐらいなのかと具体的に説明をしていただけるということでよろしいのでしょうか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 仰る通りでございます。引き上げの場合に関しては、事前にお問い合わせ等いただければお答えするような形でこれまでもやっております。この早見表に関して言えば、この表に合っているか合っていないかも含めて、皆さんそれぞれ条件が違いますので、これはあくまでも目安として見ていただければと思います。お

問い合わせをいただければ、個別に試算してお答えをするというような形を考えております。早い時期から税率が決まることであれば、やはりそれだけ皆さんの方で準備期間も設けられると思いますので、もしそのような方がいらっしゃれば保険年金課に問い合わせさせていただくようにご案内をお願いいたします。以上です。

- B委員 ありがとうございます。ぜひ今後ですね、1人1人に当てはめた時にどうなるかという不安を解消してあげることが非常に大事なことです。色々な場合を想定して丁寧な対応をお願いしたいと思います。
- もう1つ、A委員の方から資料を請求されていた令和5年度の税率改定に関する東京都26市の状況ということで、この10月14日付の書類をいただきましたけれども、直近で何か変更等がありますか？今いただいた中では、税率改定を予定している市が8市、検討しているところが7市ということですが、7月の日野市の調査時点と記載があります。直近ではどんな感じなのか、もし変更があれば教えてください。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

- 事務局 7月時点での調査内容を前回お示しさせていただきました。その後10月・11月でございますので、税率改定を検討している、もしくは改定するという市に対して、聞き取りをさせていただいております。
- 今検討中だということもありますし、改定する、これから諮問をする、議会に諮る用意をしていくというような市はそういう考えであると、まだやはり検討しているという市もありますので、状況としてはあまり変わらないと思っています。以上です。

- B委員 ありがとうございます。それでは最後の質問なんですが、今日のこの答申を受けて、今後のスケジュールはどのような日程、どのような流れなのか、今日の結果を受けてということにはなりますが、保険税率を上げるか上げないかで変わるのか、その辺りを教えていただけますか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 今日この答申を頂戴いたします。答申をいただいた結果を理事者に報告する運びになると思います。現在担当課で考えておりますのは、12月議会、第4回定例会市議会に条例改正の議案を上程させていただきたいと考えております。その後年明けになりますが、4月まで3か月ほどあります。議会で可決されればの話ですが、やはり市民の方にも十分な周知をしていかなければならないということもあります。公報は今後の予定の掲載というのはなかなか厳しい状況でございます。公報に載せることができないにしても、ホームページ等で令和5年度の税率改定を発信していきたいなど。電話での問い合わせ・窓口に来られた方につきましても、令和5年度の税額がおいくらかということもお話できるかと想定しております。12月議会にかけさせていただくというような形で現在は考えております。以上でございます。

B委員 ありがとうございます。私からの質問は以上です。

議長 他にご質問ございますでしょうか。
ご質問が無ければ意見を頂戴したいと思います。それではご意見がございましたら発言をお願いいたします。C委員。

C委員 初めに相次ぐ値上げにより、この1年間で一般家庭の生活費が10%近く上昇している中で、1市民として今回の値上げに賛成することは大変心苦しく、正しいことなのか深く悩んでいるところでございます。
しかしながら安定した国保運営のために、都が財政運営の責任主体となり安定で効率的な事業の確保を目標として進める中で、平成29年度までのように日野市は独自で日野市民のことだけを考え進めるのではなく、1都民として連帯意識を持ち、持続可能な国民健康保険を守り抜くことが重要であり、その結果市民の命と生活を守れると考え、以下の理由から賛成意見を述べます。
賛成理由の1つ目は、どこに住んでいても同じ所得で同じ医療費であれば保険税の負担も同じが望ましいという制度改革の趣旨から、東京都では国民健康保険運営方針に基づき保険税水準統一へ向け、今年度からワーキングチームを立ち上げ協議を行い、令和6年より段階的に実施する予定であるとお話を伺いました。その後都からも、統一後に市民生活に急激な負担を強いるよりも緩やかな値上げを行うことで、将来的には市民にとってよい結果につながるということ。
2つ目は、値上げを見送った結果、一般会計から国保に財源を投入するとなると国民健康保険に加入されていない市民には被用者として保険料も負担し、かつ税金でも負担するという2重負担を強いてしまう、そういった構造の解消のためにも、計画的に進めるべきであると考えます。

最後に、値上げという結果になるのであれば、今まで通り減免や軽減措置を広く周知してください。それとともに急速な少子高齢化に加え物価高騰、パンデミックなど大きな環境変化に直面している今、職員の皆さんが街に出て市民に国民健康保険や国民皆保険制度についてキャンペーン活動をしていただけたらと思うところがございます。国民皆保険制度は助け合いの中で平等に安心して医療が受けられ、わたくしたちの生命を守る生活手段の1つであり、医療格差の無い社会を実現している素晴らしい制度でございますが、それが当たり前である私たちにとって、その重要性・必要性の認識が薄れていることも否めません。よって市民から真に理解を得るためには、健康保険の原点を知っていただく活動が必要であると考えます。ぜひ前向きにご検討いただくことをお願い申し上げ、賛成意見とさせていただきます。

議 長 A委員

A委員 反対意見を申し上げます。事前に次第を確認していたんですけども、質疑と意見を同時に行うと勘違いをして、先ほどは質疑と意見を同時にやらせていただきました、大変失礼いたしました。改めて意見として申し上げたいと思います。前回の諮問の際にもご紹介したアンケートの中から、今日も2点ほどご紹介させていただきたいと思いますが、28歳男性の方から、税金が高すぎて生活水準が下がると書かれています。それから44歳女性、現在国保ではないけれども、いずれ国保に切り替わることを考えると値上げには反対であると。住民の生存権を守るためにも国保の値上げをするべきではない。この方は以前、日野市ではないところにお住まいで、以前住んでいた自治体の方が国保は高かったけども、しかし日野市も値上げはするべきではないと明言されています。皆さんそれこそ必死の思いで税金を払って、残ったお金でやりくりをされていることと思いますが、現在の物価高騰の中での値上げだと健康も損なわれる、生存権が危ぶまれる、そういう心配をしなければならない、それぐらいの事態なんだと思います。今年の初めに回答いただいたアンケートですが、このように書かれているということ、重く受け止めていただきたいと思います。生活の苦しさがより一層苛烈になって行く中で、値上げはあり得ない、値下げこそ行うべきではないか、ということ、改めて申し上げたいと思います。

12月議会には条例案が議案として提案されてしまうということで、できればその前に市民の皆様にご意見を伺った上で、1回立ち止まっていたかったと考えています。条例が可決されてもされなくても、先ほど申し上げた通り、まずはこの国保の構造上の問題を解決するにあたって、国の責任が一番大きいということ、市民の皆さんにわかりやすくご説明いただいたうえで制度を

ご理解いただけるように、また今回の値上げについてもきちんと市民の皆さんに説明をして、ご意見を受け止めるようにお願いしたいと思います。以上で反対の意見といたします。

議 長 B委員

B委員 私も本当に現在の物価高騰が続く予期せぬ状況の中での引き上げというのは悩むところではございますが、安心していつでも医療にかかることができるという体制を守るということも大事だなと。命にかかわる病気だとしても安心して医療を受けることができるというのは素晴らしいことだと思います。そのためには少しの負担はもうやむを得ないのかなと。そう思っていた時に、今日は健保組合の方もいらしていますけども、10月7日の東京新聞に、健康保険組合の半数を超えるところが21年度の決算見込みが赤字という、いろんな記事が載っておりました。組合全体の収支でも825億円の赤字となり、赤字は8年ぶりだと、また現役世代の保険料から払う高齢者医療への拠出金増がひびいたというようなこととか、どこの健康保険組合、そして国民健康保険、みんな大変な思いをしているんだと感じ、状況を鑑みました。

やはりお互いに支えあうという医療制度でございますが、国民健康保険に入っている方々の約半分が、7割・5割・2割の軽減を受けられるということも1つ救いだだと思います。

そのようなことから考え、これは私たちが安心していつでも医療を受けられる、そのために払う保険料なんだということを、他の委員の方がおっしゃいましたように市民・加入者に知っていただく。平成30年度に制度改正されて、国全体が安定した国保を賄うためにこのような計画の見直しを進めているわけですから、今年たまたま引き上げるとか、来年度たまたま引き上げるということではなく、この制度を維持していくためにみんなで協力し合って少しずつ進めていくということ、加入者にも知っていただき、理解をしていただくことが非常に大事かなと。その努力を保険者として、日野市はしっかり責任を果たしていただきながら、みんなが安心して、そして協力し合ってやっていこうと思えるように、市として努力をしていただきたいということも要望して、賛成の意見とさせていただきます。以上です。

議 長 他にご意見はございませんか。D委員。

D委員 B委員がおっしゃったように、私共協会けんぽの被用者保険、こちらについても医療費に対して賃金ですね、賃金によって保険料も決まりますので収入の伸び

は大きく乖離しています。ですので、何年か前はかなり料率を上げたということであらうじて協会けんぽでは黒字にはなっておりますが、将来的には赤字になるというのは変わらないと思います。

その中で私共もやはり保険料率を上げる時は中々苦慮して、どれだけ加入者の皆さんにご理解いただけるかっていうのをしっかり周知・公報させていただくという取り組みを進めております。

それと合わせて、私共被用者保険、何度かお話が出ておりますがこちらが保険料を収めていて、一般会計ですね、こちら税金を納めて2重で払っている、確かにそれは事実であります。日本の医療保険制度、これは東京都だけではなく、全国原則所得に応じて同じ負担で同じ医療を受けることができている社会保険制度、相互扶助ということですね。それに伴いまして、これはご参考までにですが、栃木ですと一般会計からの繰入を行っている自治体は1つです。宮城県は0、山梨県は1つ、東京都が58ですね。今までの歴史もありますので、一概にすぐ解決してくださいと言えぬわけではありませぬし、事実としてそういうこともあります。ぜひ市にお願いしたいのは、なぜ上げなくてはならないかというのを市民の皆様にご理解いただく、そこはしっかり伝えていただきたいと思っております。

それと合わせて財政の健全化をはかるために、保険料率を上げるというのは、これは議論して上げるということがあるかもしれないですが、市で頑張っていたきたいのは保険料収納率の向上、こちらは大切な取り組みになってくると思っております。それと給付の適正化、医療費の適正化、こちらの取り組みはまだまだやれることは多々あるかと思っております。もしご質問いただければどういった対応を協会けんぽでやっているのかというのを、資料等を準備してお答えできるかと思っておりますので、ぜひご参考としていただければと思っております。

少し長くなってしまいましたが、被用者保険側としてご意見を述べさせていただいて、今回の件については賛成という立場で意見を述べさせていただきます。ありがとうございました。

議 長 E委員

E委員 私の個人的な考えを言いますと、令和15年まで段階的に上げていくことが既存方針みたいになっているのと、都の言いなりではないですが、市民を見た政策ではなく、国の政策をそのままやろうとしているだけ、という印象です。為替が150円まで円安になった影響で物価がどれだけ上がるかわからない、アメリカでは物価が150%まで異常に上がる、賃金もアメリカは上がっていて日本も上げようとしている。でも年金生活者は上がらない。そういう中で負担だけを増やすというのは年金生活者虐めじゃないかと思っております。

令和15年までずっと上げ続けるなら、今全部上げちゃってもいいんじゃないかなと思います。段階的に上げていくというごまかしだと思います。それとサラリーマンとか給与所得者の方は給与の変動があつて、政権も給与を上げようとしている、収入が増えるなら負担が増えても構わないと私は思います。ですが令和15年まで段階的に上げていくのが基本方針で、円が200円になろうとも300円になろうともこの方針をずっと続けていかれるのか、本当に疑問に思います。今回、円が150円になったという段階で私は値上げには反対です。以上です。

議長 他にご意見はございますか。
なければ意見を終結させていただきます。
採決を取りたいと思いますが、事務局に答申案のご用意はございますか。あるようでしたら配布を願います。
ただいまオンラインで参加の方にどのようにお示しするかということをご検討いただいているところでございます。
それでは答申案について、事務局よりご説明を賜りたいと思います。よろしくお願いたします。

事務局 給付係長

議長 給付係長

事務局 答申案についてご説明させていただきます。お配りさせていただいた答申案ですが、国民健康保険税率等の改定についてということで、令和4年10月6日付、日市保第1321号により諮問がありました標記の件につきまして、令和4年11月10日、第3回日野市国民健康保険運営協議会を開催し審議した結果、当協議会は下記のとおり答申します。
「1. 国民健康保険税率等の改定内容について」ですが、基礎課税額である医療分の現行税率所得割が5.4%、改定案が5.6%ということで0.2%増となっております。均等割りですが現行税率で3万600円、改定案として3万2,400円、1,800円増となっております。後期高齢者支援金分は、所得割の現行税率1.7%を改定案として1.9%、0.2%増となっております。均等割り、現行税率が1万500円のところ、改定案として1万1,400円、900円増となっております。介護納付金の所得割現行税率が1.7%のところ、改定案として1.9%、こちらも0.2%増となっております。均等割りですが、現行税率1万3,200円、改定案として1万4,100円、900円増となっ

ております。合計といたしまして所得割ですが、現行税率の場合8.8%、介護無の場合は7.1%ですね、こちらが9.4%、介護無しが7.5%ということで、介護有りの方が0.6%増、介護無が0.4%増となっております。均等割りにつきましては、現行税率が5万4,300円のところ改定案としまして5万7,900円、3,600円増となっております。介護無しにつきまして、現行税率4万1,100円のところ改定案としまして4万3,800円、こちらは2,700円増となっております。

「2. 国民健康保険税率等の改定の期日」につきましては、令和5年4月1日とさせていただきます。

説明は以上になります。

議 長 オンラインで参加されている先生方も読み上げた状態でわかりましたでしょうか。宜しいでしょうか。

それでは本件について採決をさせていただきたいと思えます。本件について答申案のとおり賛成の方は挙手をお願いいたします。

－ 賛成の委員挙手 －

挙手多数であります。よって本件は、諮問のとおり答申することに決しました。次にその他の報告事項について、事務局から何かございますでしょうか。

事務局 保険年金課長

議 長 保険年金課長

事務局 本日はありがとうございました。

次回の運営協議会について、でございます。今年度このような形での会議は一応最後でございます。ただし例年南多摩5市で構成しております、多摩南地区国民健康保険運営協議会会長会国保講演会が2月頃に行われます。令和2年度・3年度に関しましてはコロナの影響で中止となっております、令和4年度の開催につきましても、幹事市であります多摩市から現時点では未定とのご連絡を頂戴しております。開催の是非も含めまして、委員の皆様には早めにご連絡をさせていただきたいと考えております。

また仮に講演会が無ければ、今年度同様6月頃に令和5年度の運営協議会を予定しております。これは来年5月か6月の話でございます。開催日に関しましては早めにご連絡するようにいたしますが、現在のところ6月22日か29日、いずれも木曜日で、どちらかを予定しております。決まり次第早めに日程のご連絡はさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

また本日、市民委員でございます遠藤委員につきまして、日野市から引越されるとのことで、今回の会議を持ちまして退任されるとご連絡をいただきました。第1回から今回の会議まで、貴重なご意見を頂戴いたしました、ありがとうございます。遠藤委員、何か一言ございますでしょうか。

遠藤委員 本当に短い期間でしたけどお世話になりました。市民委員ははじめてだったので、意見というよりも聞く方が多かったと思うんですが、これからの生活に非常に参考になると思いますので、ありがたかったです。委員は市内在住者とのことで、今回の会議を持ちまして終わりになりますが、今後ともよろしく願い申し上げます。

事務局 ありがとうございます。
後任につきましては被保険者を代表する委員ということで、然るべき手続きを踏んで、来年度第1回の会議までに選任できるように公募をしていきます。また新たな方ということで選任していきたいと考えております。私からは以上でございます。

議長 その他委員の方々から何かございますでしょうか。
それでは以上を持ちまして本日の日程はすべて終了させていただきました。これにて令和4年度第3回日野市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。ご協力いただきましてありがとうございます。

日野市国民健康保険運営協議会規則第12条により、ここに署名する

令和 年 月 日

日野市国民健康保険運営協議会

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____